

平成25年11月29日 預入取扱終了

## たんぎん福祉定期預金

平成25年11月29日現在

1. 商 品 名	・たんぎん福祉定期預金
2. ご利用いただける方	・障害年金、遺族年金、各種手当等の振込を当行にご指定いただいているお客さま
3. 期 間	・1年 ・自動継続のお取扱いはできません。
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・一括お預入れ ・1口100円以上300万円以下。 お一人あたり300万円を限度とします。 ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻しできます。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税	・自由金利型定期預金（M型）1年ものの店頭表示利率に所定の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 なお、金利については窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。 ・20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間は、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる 特約事項	・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率 ・6カ月以上1年未満・・・約定利率×50%
10. 当行が契約 している指定紛 争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772
11. その他参考 となる事項	・障害年金、遺族年金等の振込指定口座をお持ちの店舗でのみお取扱いいたします。 ・確認のために年金証書等を、窓口へ提示していただきます。（年金支給停止されている方につきましてはご利用できません。） ・満期日以後のお利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・上乗せ利率の見直しは、年2回（4月、10月）行います。 ・金利情勢等により上乗せ利率を変更させていただく場合があります。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・総合口座にお預入れの場合は、満期日の到来をお知らせする「定期預金満期および中間利息お支払のご案内」は作成いたしません。